

1 いじめに対する基本的な考え方

定義 [いじめ防止対策推進法 第2条より]

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ行為の具体例

- (1) 身体的特徴、家族、その他のことに関してからかうなどの行為
- (2) たたく、ける、おすなどの軽微な暴力行為
- (3) 特定の児童に対し、複数の児童が行う「無視」などの行為
- (4) ある児童の所有物を意図的に隠したり、捨てたり、壊したりする行為
- (5) インターネットなどを介して行われる誹謗中傷
- (6) その他いじめと感じられる行為

学校基本理念

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであるという認識のもと、どの児童も安心して登校できる学校づくりに取り組んでいる。

いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼし、不登校や生命に関わるような大きな事件を引き起こす背景ともなる深刻な問題である。いじめの未然防止、早期発見、早期対応を基盤に、いじめを受けた児童の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、その他の関係機関等との連携を図りながら対策を行う。

いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たって、以下①～⑦については教職員が持つべき基本的な認識とする。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われるものが多く、発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により、暴力、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

いじめ防止の基本方針

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人を尊重し、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のための手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のため、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。
- (5) 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 いじめ未然防止のための対策と早期発見・早期解決への取組

道徳の授業を要とし、人を大切にする心や道徳的実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動で行い、児童一人一人が認められお互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。
 - ① 学級開き、学期はじめに「いじめをしない させない ゆるさない！」宣言を行う。
 - ② 児童会が主体となり「心の絆プロジェクト」活動を推進する。
 - ③ 学校園連携ユニットの充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
 - ④ いじめ防止ポスターや人権ポスター等を掲示し、日頃から呼びかけを行う。
- (2) 児童一人一人が自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。
 - ① 児童が主体的に取り組める学習活動や児童会活動を工夫する。

- ② 基礎・基本の定着を図り、達成感・成就感を育む学習活動を工夫する。
 - ③ 学級指導や道徳の授業でソーシャルスキルトレーニング等を行い、コミュニケーション能力を養う。
 - ④ 円滑にコミュニケーションを図ることができるように「ことばの力」の育成を推進する。
 - ⑤ 体験活動を通して、命を大切にす心や思いやりの心を養うなど、心の教育の充実を図る。
 - ⑥ 集団行動、スポーツを通して、規範意識や協力する意識を高める。
- (3) いじめの早期発見・早期解決にむけての手段を講じる。
- ① いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめ問題の対応にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同じであるということを指導する。
 - ④ 少年愛護センター・教育相談センター等との連携協力や学校問題サポートチーム等に支援を要請する。
 - ⑤ いじめられている児童だけでなく、いじめに関わる全ての児童の心のケアをするために、スクールカウンセラー等とも連携を取りながら、指導を行う。
 - ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
 - ⑦ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。
- (4) 学校と家庭が連携して、いじめ防止対応にあたる。
- ① いじめ問題が起きた時には家庭との連絡をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭の様子や友達関係についての情報を収集する。
 - ② 学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

3 いじめ問題に取り組む校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、教育相談コーディネーター、生徒指導、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント等からなる「いじめ対策委員会」を月1回、開催する。

(2) 生活指導推進委員会

管理職、生徒指導、その他関係職員で組織し、学期はじめに定例会を行い、心の相談アンケートの分析、いじめ防止のための対策、情報の発信を行う。

4 重大事態への対処

定義 [市基本方針より]

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。)、 「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

生命・心身・財産重大事態や、不登校重大事態の疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 事実関係を明確にするために調査を実施する。
- (4) いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報をする。

5 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」を位置付ける。

(2) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。